

川崎市交通局総合評価一般競争入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市交通局（以下「交通局」という。）が発注する工事において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2の規定に基づき、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が交通局にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者と決定する一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）により請負の契約を締結するため、その実施について別に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 総合評価一般競争入札により契約の締結をする工事（以下「対象工事」という。）は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 技術的な工夫の余地及び効果が大きい工事において、交通局が示す標準的な仕様に対し、施工上の工夫等の技術提案を求めることにより、民間企業の優れた技術力を活用し、公共工事の品質をより高めることが期待され、かつ、施工の確実性を確保するため、入札参加者の施行能力、施工計画、信頼性・社会性等と入札価格とを一体として評価することが妥当と認められる工事

(2) 技術的な工夫の余地が小さい工事において、施工の確実性を確保するため、入札参加者の施行能力、施工計画、信頼性・社会性等と入札価格とを一体として評価することが妥当と認められる工事

(3) 前号に規定するものを除くほか、入札参加者の施工能力、信頼性・社会性等と入札価格とを一体として評価することが妥当と認められる工事

(総合評価落札方式の型式)

第3条 総合評価落札方式の型式は次のとおりとする。

- (1) 標準型 前条第1号の工事に該当する場合
- (2) 簡易型 前条第2号の工事に該当する場合
- (3) 特別簡易型 前条第3号の工事に該当する場合
(川崎市交通局総合評価審査員の設置等)

第4条 交通局長は、地方自治法施行令第167条の10の2第4項の規定に基づき、総合評価一般競争入札における申込みのうち、価格その他の条件が交通局にとって最も有利なものをもって申込みをした者を決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）について定めるときは、あらかじめ、川崎市交通局総合評価審査員（以下「審査員」という。）への意見聴取（以下「意見聴取」という。）を行うものとする。

2 前項の規定による意見聴取において、当該落札者決定基準により落札者を決定しようとする場合において、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられたときには、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、審査員から意見聴取するものとする。

3 審査員は2人以上とし、学識経験を有する者のうちから交通局長が選任するものとする。

4 審査員の任期は1年以内とし、再任を妨げないものとする。
(対象工事としての決定等)

第5条 交通局長は、対象工事として実施することの適否及びその対象工事に係る落札者決定基準について、川崎市交通局総合評価審査委員会（川崎市交通局総合評価審査委員会設置要綱第1条に定めるものをいう。以下「委員会」という。）の審議を経て、決定するものとする。

(入札参加者への周知)

第6条 交通局長は、総合評価一般競争入札を行うときは、入札に参加する者

に対し、入札公告により、次の事項を周知するものとする。

- (1) 総合評価一般競争入札の採用に関すること。
- (2) 総合評価に必要な技術提案等の資料の提出に関すること。
- (3) 落札者決定基準及び落札者の決定方法に関すること。
- (4) 総合評価に関する審査結果の公表に関すること。
- (5) 価格以外の評価（以下「技術評価」という。）の点数についての疑義及び照会に関すること。
- (6) 提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いに関すること。
- (7) その他必要と認めること。

（評価項目算定資料の提出）

第7条 交通局長は、技術評価を行うため、総合評価一般競争入札の入札参加者から次に掲げる資料（以下「評価項目算定資料」という。）のうちから必要と認めるものの提出を求めるものとする。

- (1) 評価項目算定資料書（第3号様式）
- (2) 標準的な仕様に対する技術提案に関する書類（第4-1号様式）
- (3) 工程表及び工程管理に係る技術的所見（第4-2号様式）
- (4) 施工上配慮すべき安全対策に係る所見（第4-3号様式）
- (5) 施工上配慮すべき事項に係る技術的所見（安全対策を除く。）（第4-4号様式）
- (6) 材料の品質管理に係る技術的所見（第4-5号様式）
- (7) 同種工事の施工実績（第5号様式）
- (8) 配置予定技術者の資格及び施工実績（第6-1号様式）
- (9) 配置予定技術者工事成績対象工事（第6-2号様式）
- (10) 主観評価項目に関する誓約書（第7-1号様式）
- (11) 建設機械保有状況誓約書（第7-2号様式）

(12) アシストかわさき施工実績届出書（第7－3号様式）

(13) 川崎市と締結する協定等に基づき派遣要請を受けた実働実績証明願・証明書（第7－4号様式）

(14) 建設キャリアアップシステム（CCUS）登録状況誓約書

(15) その他必要と認める資料

2 交通局長は、総合評価一般競争入札を行うときは、入札参加者から入札書と同時に評価項目算定資料の提出を求めるものとする。

3 交通局長は、評価項目算定資料の提出を受けた後は、当該資料を提出した入札参加者からの内容変更の申し出を認めないものとする。

4 交通局長は、入札参加者から提出された評価項目算定資料につき、必要に応じてヒアリングを実施することができる。

（技術評価の点数の決定）

第8条 交通局長は、総合評価一般競争入札に係る技術評価を行うときは、工事担当課による評価の後、委員会の審議を経て、技術評価の点数を決定する。ただし、特別簡易型については、委員会の審議を省略するものとする。

（落札者の決定）

第9条 交通局長は、総合評価一般競争入札の落札者を別記「落札者決定方法」により決定する。

2 前項の規定にかかわらず、第4条第2項の規定による意見聴取を行い、当該落札者の決定について審査員から異議が出た場合には、委員会の審議を経るものとする。

3 交通局長は、落札者を決定したときは、当該落札者その他の入札参加者に対し、その決定について通知するものとする。

（評価結果等の公表）

第10条 交通局長は、総合評価一般競争入札により落札者を決定したときは

、落札者その他の入札参加者の評価結果について、川崎市交通局ホームページ等を利用して公表するものとする。

2 入札参加者は、前項の規定による公表があった日から起算して2日以内に、自らの技術評価について疑義があるときには、交通局長に照会することができる。

3 交通局長は、前項の規定による照会を受けたときは、当該照会をした者に回答するものとする。

(加算点を得た評価項目が達成されなかったときの取扱い等)

第11条 交通局長は、総合評価一般競争入札により請負者を決定した工事において、完成検査の結果、当該請負人が技術評価の点数において加算点を得た評価項目の一部又は全部について、当該工事が加算点を得るに至った評価区分の基準を満たしておらず、その責が当該請負人にあると認められる場合には、工事成績評定の減点対象とする。

2 交通局長は、入札参加者が提出した評価項目算定資料に、交通局が示した加点要素の内容の改ざん又は虚偽の記載等明らかに悪質な行為があったと認める場合には、川崎市長に対し川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱（昭和63年第166号）の規定に基づき指名停止を求めること、評価を無効にすること等の適切な措置を講じるものとする。

(落札者の施工方法等)

第12条 技術提案に基づき入札を行い落札した者に対しては、当該技術提案に基づいて施工させるものとし、当該技術提案に係る設計変更等は原則として行わないものとする。

(技術提案の使用及び保護)

第13条 技術提案の内容は、その後の工事において、当該内容が一般的に使用される状態となった場合には、無償でこれを使用することができる。ただ

し、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りでない。

(技術提案が達成されなかったときの違約金)

第14条 第3条第1号に規定する標準型により入札を行い、請負者を決定した工事において、当該請負者の技術提案が達成されなかった場合には、自然災害等の不可抗力によるものを除き、当該請負者は交通局長の指定する期間内に違約金を支払わなければならない。

2 前項の違約金の額は、請負者が現に履行した内容に基づいて技術評価点を算定し直した後、当該技術評価点から求められる総合評価点が落札決定時のものと同一となるよう改めて価格を計算し、当該請負者の入札価格から当該価格を差し引いた額とする。

(秘密の保持)

第15条 交通局長は、入札参加者から提出された評価項目算定資料は公表しないものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年7月18日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 平成27年度契約準備案件に係る行為は、この要綱の施行前においても、改正後の要綱の規定の例により行うことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の要綱の規定は、この要綱の施行期日前において行われた公告に係る契約で同日以後に締結されるものについては、適用しない。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の規定は、施行日以降に公告する案件から適用し、施行日までに公告した案件については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の要綱の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入札公告を行う契約から適用し、施行日前に入札公告を行った契約については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の要綱の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入札公告を行う契約から適用し、施行日前に入札公告を行った契約については、なお従前の例による。